特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和6年11月15日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

Ⅰ 関連情報 					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金に関する事務				
	国民年金法等に基づく各種申請、届出等の受理、審査、報告などの法定受託事務を行う。				
	①国民年金被保険者の資格管理				
②事務の概要	②保険料免除等に関する事務				
	③裁定請求事務				
	④年金生活者支援給付金に関する事務				
③システムの名称	宛名システム、国民年金システム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民年金ファイル	IL				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表の46、116、128の各項				
4. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	5担当部署				
①部署	健康推進部 保険年金課				
②所属長の役職名	保険年金課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・					
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話 04-2953-1111 内線3520				
8. 特定個人情報ファイル					
連絡先	狭山市 健康推進部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話 04-2953-1111 内線1050				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年10月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	16年10月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	ステムを通じた	:入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Ε]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠			の職員で確認しリスクへの対策を講じている。また、定期的に ・再確認し、意識の向上を図っている。			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を写	ミ施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正が5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策、、事務に必要のない情報で不正に使用されるリスクへの対象を使用等のリスクへの対策であるリスクへの対策であるリスケーの対策では、 で、また、というでは、 で、また、というでは、 で、また、というでは、 で、は、ないでは、 で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	報との紐付けが行われるリスクへの対 くクへの対策 対策 気で変託や情報提供ネットワークシステムを通じた 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	おり、アクセス可能な職員の名	名簿を年度ごとに作成 職員、アクセス権限の	・脈認証とパスワードによる認証によっすることで、アクセス権限の適切な管理ない、 ない職員等)によって不正に使用され	理を行ってい

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年1月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年5月1日	における担当部者	狭山市 長寿健康部 保険年金課	長寿健康部 保険年金課	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 ②事務の概要	国民年金法等に基づく各種申請、届出等の受理、審査、報告などの法定受託事務を行なう。	国民年金法等に基づく各種申請、届出等の受理、審査、報告などの法定受託事務を行なう。	事後	
令和2年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
△和○左4日1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	保険年金課長 今坂 友生	保険年金課長	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	長寿健康部 保険年金課	健康推進部 保険年金課	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	狭山市 長寿推進部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23	狭山市 健康推進部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
△ ₹00年11月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		項目追加	事後	
令和6年11月15日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
全利16年11月15日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業		項目 · 内容追加	事後	
令和6年11月15日	Ⅳ リスク対策	8. 監査	9. 監査	事後	
令和6年11月15日	Ⅳ リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和6年11月15日	Ⅳ リスク対策11.最も優先度が高いと考え		項目 · 内容追加	事後	